

麻薬取扱者免許（新規・継続）申請時の添付書類

- (1) 添付書類は、申請書の提出から1ヶ月以内に作成されたものとする。
- (2) 診断書、登記事項証明書又は戸籍個人事項証明書は、同一人物又は同一法人が県内で同時に免許申請する場合、一方に原本が付されていれば、他方は写しでもよいが、その場合、写しを添付した申請書欄外に、『原本は、○月○日□□保健所に提出した△△免許申請書（○○薬局××店）に添付済み』等と記載すること。

免許種別	必要な書類		新規	継続
麻薬卸売業者	1	医薬品販売業許可証（※1）	○	○
	2	申請者が法人等の場合は、麻薬関係業務を行う役員組織図（※2）	○	○
	3	申請者が個人の場合は、申請者の診断書 申請者が法人等の場合は、代表取締役及び麻薬関係業務を行う役員全員の診断書（※3）	○	○
	4	業務所の平面図及び貯蔵設備の立面図	○	—
麻薬小売業者	1	薬局開設許可証（※1）	○	○
	2	申請者が法人等の場合は、麻薬関係業務を行う役員組織図（※2）	○	○
	3	申請者が個人の場合は、申請者の診断書 申請者が法人等の場合は、代表取締役及び麻薬関係業務を行う役員全員の診断書（※3）	○	○
	4	業務所の平面図及び貯蔵設備の立面図	○	—
麻薬施用者	1	医師（歯科医師、獣医師）免許証等（※4）	○	○
	2	診断書（※3）	○	○
	3	戸籍個人事項証明書（※5）	○	—
麻薬管理者	1	医師（歯科医師、獣医師、薬剤師）免許証等（※4）	○	○
	2	診断書（※3）	○	○
麻薬研究者	1	診断書（※3）	○	○
	2	履歴書（※6）	○	○
	3	研究計画書（研究の概要を含む）	○	○
	4	麻薬研究施設設置者の研究同意書	○	○
	5	研究施設の平面図及び貯蔵設備の立面図	○	○

- ※1 松山市内の麻薬業務所のみ、原本を持参又は原本と相違ない旨の証明を行った許可証の写しを添付のこと。
なお、薬局開設許可申請中である場合はその旨を備考欄に記載し、薬局開設の許可申請書の写し（受付官庁の日付入り受理印のあるもの）等、薬局開設の許可申請中であることを証する書類を添付すること。（H21.3 麻薬等質疑応答集 Q45）
- ※2 代表取締役は必ず麻薬関係業務を行う役員とすること。（H31.3.29 薬生監麻発 0329 第4号）
代表者の記名により証明（証明日も記載）されたものであること。
法人の役員全員が麻薬関係業務を行う場合は、登記事項証明書の添付でもよい。
- ※3 診断書中の診断医師の住所記載欄には、当該医師の住居地又は当該医師が所属する診療施設等の所在地と名称を明記すること。
- ※4 免許証の原本を持参又は病院等の開設者が、原本と相違ない旨の証明を行った免許証の写しを添付のこと。
なお、継続の場合のみ、上記証明は不要とする。
- ※5 麻薬取扱者免許証に旧姓の記載を希望する場合や、姓の変更等により医師免許証等だけでは氏名が確認できない場合に持参のこと。
- ※6 化学、薬学、医学等の知識・経験に関する経歴については、特に詳細に記載すること。